

調布市景観審議会市民委員の募集について

1 目的

景観審議会のより公正な運営の確保と透明性の向上、並びに市政への市民参画を進めるため、市民委員を募集する。

2 募集概要

募集人員：2人

任期：2年（令和7年6月1日から令和9年5月31日まで）

報酬：1日9,400円

3 応募方法

必要書類（申込書及び小論文「テーマ：「調布市の景観の特徴・魅力について」）を、まちづくり推進課へ提出する。なお、提出された書類は返却しない。

小論文の様式は自由、文字数は800字から1,200字程度とする。

また、応募受付については募集期間中、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※まちづくりや景観づくりの事例：地域のまちづくりや景観づくりに関する活動、委員会・各種イベント・モニターなどへの参加及び企画。それら以外のまちづくりに携わった経験も可。また、これらの経験は調布市のものに限らない。

4 応募資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 募集期間の末日において18歳以上で、引き続き3か月以上市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者（住民基本台帳法第30条の45の規定に該当する方も含む）
- (2) 任期満了まで継続して審議会に出席できる者（審議会は年4回程度。平日の日中に開催）
- (3) 本市の職員及び市議会議員でない者

5 応募資格の審査

提出された応募書類について、あらかじめ事務局において4の「応募資格」の審査を行う。

6 選考方法

選考委員会を組織し、小論文・面接の内容を総合的に考慮して選考する。

7 採点基準

次に掲げる評価項目により行う。

- (1) 意欲度 調布市景観審議会の役割を認識し、及び委員として積極的に取り組む姿勢が感じられること。
- (2) 理解度 景観に関する活動実績、資格、専門的知識等を有し、並びに問題点を把握及び認識していること。
- (3) 論理性・表現力 発言及び文章が論理的で分かりやすいものであること。
- (4) 地域住民性・公平性 市民としての視点と委員としての公平性を有し、及び建設的な考え方を示していること。
- (5) 創造性 広い視野及び独創性を有していること。

8 選考結果の通知・公表

選考結果は全ての応募者に通知し、ホームページで公表するものとする。